

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 受託者は、委託者の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第6 受託者は、主たる事業所等において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受託者は委託者が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾したときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託してはならない。

2 受託者は、委託者の承諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、委託者が受託者に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、委託者が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約完了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。

(従事者への周知及び監督)

第10 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、長野県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

(立入調査)

第11 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時調査することができる。

(事故報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

注1 「委託者」は実施機関を、「受託者」は受託者を指す。

2 委託事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。